

## 新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(課税価格に含まれる輸入港までの運賃等)</p> <p>4-8 法第4条第1項第1号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 「保険料」とは、輸入貨物の輸入港までの運送に関して実際に要した保険料をいい、当該輸入貨物の輸出港までの運送に係る保険料を含み、次に掲げる場合には、それぞれに定めるところによる。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 輸入貨物に保険が付されている場合であって、当該輸入貨物に係る納税申告時に当該保険料の額が明らかでないことを理由として、輸入者が、輸入申告実績に基づき通常要すると認められる保険料の額として税關長が公示する額を当該輸入貨物に係る保険料として申告するときは、これを認めて差し支えないこととする。ただし、以下について留意する。</p> <p>(イ)及び(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 納税申告が上記の公示額により行われた場合で、上記(イ)により当該納税申告の修正又は更正が行われたときは、<u>関税法第12条の2第3項第1号</u>に規定する「正当な理由」に該当しないこと</p> <p>ニ (省略)</p> <p>(5)～(8) (省略)</p> | <p>(課税価格に含まれる輸入港までの運賃等)</p> <p>4-8 法第4条第1項第1号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 「保険料」とは、輸入貨物の輸入港までの運送に関して実際に要した保険料をいい、当該輸入貨物の輸出港までの運送に係る保険料を含み、次に掲げる場合には、それぞれに定めるところによる。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 輸入貨物に保険が付されている場合であって、当該輸入貨物に係る納税申告時に当該保険料の額が明らかでないことを理由として、輸入者が、輸入申告実績に基づき通常要すると認められる保険料の額として税關長が公示する額を当該輸入貨物に係る保険料として申告するときは、これを認めて差し支えないこととする。ただし、以下について留意する。</p> <p>(イ)及び(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 納税申告が上記の公示額により行われた場合で、上記(イ)により当該納税申告の修正又は更正が行われたときは、<u>関税法第12条の2第3項《過少申告加算税》</u>に規定する「正当な理由」に該当しないこと</p> <p>ニ (同左)</p> <p>(5)～(8) (同左)</p> |